入札公告の変更

令和３年４月12日
支出負担行為担当官
国立教育政策研究所総務部長　武井　久幸
◎調達機関番号　016　◎所在地番号　13
○第 30 号
1　掲載日　令和３年２月26日付（号外政府調達第37号）
2　変更内容
入札公告第30号「A　令和３年度全国学力・学習状況調査の指導の手引き（小学校）印刷一式、B　令和３年度全国学力・学習状況調査の指導の手引き（中学校）印刷一式」について、「⑷　納入期限　令和３年６月10日」を「⑷納入期限　令和３年６月17日」に変更します。また、summary の「⑷　Delivery period : By　10 June，2021」を「⑷　Delivery period ：　By 17 June，2021」に変更します。

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
令和３年４月12日
支出負担行為担当官
中部地方整備局副局長　加藤恒太郎
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23
1　掲載日　令和３年３月22日（号外政府調達第53号）
2　訂正内容　20頁３段13行目⑺中の「10時00分」を「11時00分」に訂正します。

入札公告の取消

次のとおり取り消します。
令和３年４月12日
支出負担行為担当官
中小企業庁長官官房総務課長　定光　裕樹
◎調達機関番号　019　◎所在地番号　13
令和３年３月10日付（号外政府調達第45号４ページ）掲載の入札公告「令和３年度下請取引状況オンライン調査システムの構築及び運用等」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和３年４月12日
（契約責任者）
西日本高速道路株式会社　関西支社
支社長　永田　順宏
◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27
○第 13 号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　阪和自動車道　泉佐野ＪＣＴ～阪南ＩＣ間橋梁耐震補強工事（不落札協議対象・電子入札対象）
⑶　工事場所　自）大阪府泉佐野市上之郷
至）大阪府阪南市山中渓
⑷　工事内容　本工事は、和歌山高速道路事務所が管理する高速道路のうち、泉佐野ＪＣＴ～阪南ＩＣ間にある橋梁７橋の耐震補強を行うものである。
⑸　工事概算数量
橋脚補強　56基
落橋防止構造　82基
水平力分担構造　32基
縁端拡幅工　13基
⑹　工期　契約締結日の翌日から1,740日間
⑺　使用する主要な資機材
コンクリート　約3,200㎥
鉄筋　約300ｔ
⑻　本工事は資料の提出、入札等を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。なお、電子入札によりがたい者は、契約責任者に届出を行い、紙入札方式によることができる。
⑼　本工事は、「企業の基礎的な技術力」及び「企業の高度な技術力」として入札説明書に参考として示した図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）又はそのうちあらかじめ指定する部分（以下「標準案」という。）に係る具体的な施工計画その他の提案（以下「技術提案」という。）について記述した確認資料の提出を求め、入札価格とその他の技術的要素を総合的に評価した結果、西日本高速道路株式会社にとって最も有利な入札者を落札者とする総合評価落札方式の工事である。
⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑾　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑿　紙入札方式の場合⑾の単価表は原則として電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。
⒀　本工事は、総価単価契約の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、変更契約等における協議の円滑化を図るため、落札決定から契約締結までの間に発注者及び落札者が協議を行って、総価契約の内訳として項目ごとの金額（以下「単価」という。）を合意することとする。
総価単価契約の実施にあたっては、単価を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとするが、落札者が希望した場合及び協議開始から14日以内に単価個別合意方式による単価合意が成立しなかった場合は、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）により行うものとする。
⒁　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。
営繕費　労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）
労務管理費　募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
⒂　本工事は不落札協議の対象工事であり、落札者がいないとき又は再度の入札、不落札後の随意契約に付しても落札者がいないときに、当該入札手続が終了した旨を明らかにした上で、入札参加者に対して協議を要請する場合がある。
不落札協議は、不落札となった工事の単価、歩掛り、施工方法その他の技術的事項について、入札時において提出された単価表その他会社が求める資料に基づき会社・入札参加者の双方が確認するものである。
⒃　本工事は、入札前価格見積方式の対象工事である。入札前価格見積方式とは、金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した項目について、この工事の入札に参加を希望する者から競争参加資格等確認申請と併せて見積書の提出を求め、見積書提出後、西日本高速道路株式会社にて、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて審査を行い、必要に応じ入札者と見積書の内容の確認（以下「技術確認」という。）を行い、その結果に基づき、最も適正な価格であると認めた価格を活用して契約制限価格の設定を行う方式をいう。
⒄　本工事は、概略発注方式の対象工事である。概略発注方式とは、概略発注部分の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。したがって、概略発注工事に関する事項の単価項目の金額については、特記仕様書に示す率計上の考え方に基づき入札価格の見積りを行うものとし、当該部分は、当初契約において一式として契約するものである。
⒅　本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、地区ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行工事」である。詳細は特記仕様書等による。
2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。